

## Client Alert

17 February 2025

本アラートに関する  
お問い合わせ先：



竹中 陽輔  
パートナー  
03 6271 9548  
[Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com](mailto:Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com)



稲垣 朋子  
シニア・アソシエイト  
03 6271 9492  
[Tomoko.Inagaki@bakermckenzie.com](mailto:Tomoko.Inagaki@bakermckenzie.com)

## カナダ：使うか？失うか？—カナダ知的財産庁による積極的不使用商標登録取消制度（パイロットプロジェクト）の導入

カナダの商標異議申立委員会は、2025年1月より、商標登録の取消件数増加を目的とした新たなパイロットプロジェクトを開始した。このパイロットプロジェクトでは、知的財産庁がランダムに登録商標を抽出し、商標権者に使用証拠の提出を求めることとなる。これにより、商標権者が適切な使用証拠を提出できない場合には、カナダの商標登録が取消されるリスクがある。

### 詳細

カナダ商標法第45条の取消手続は、原則として、商標登録の取消を求める第三者によって開始される。一方、2025年1月より開始されたパイロットプロジェクトにおいて、商標異議申立委員会は、登録から3年以上経過した商標登録を無作為に選出し、商標権者に対する取消通知（カナダ商標法第45条の通知）の発行を積極的に行っていく予定である。

このプロジェクトは、登録商標のうち不使用商標の数を把握し、新たな商標登録出願の拒絶理由となる「不使用の先行登録商標」を減らすとともに、出願前の商標調査における負担を軽減する（不使用商標の抽出数を減らす）ことにより新しいブランドの採択を促進することを目的に導入された。加えて、実際に使用されている商標と使用の対象である指定商品・役務を登録簿に正確に反映することにより、商標制度の信頼性の維持を図ることが目的とされている。

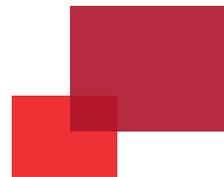
このパイロットプロジェクトでは、1か月に50から100件程度の取消通知が商標権者に通知される予定である。当該取消通知を受領した商標権者は、通知前3年以内の商標の使用証拠を提出するか、登録商標が不使用であることの正当な理由を示す必要がある。

商標権者は、カナダにおける知的財産権を保護するために、今後は商標ポートフォリオをより注意深く見直し、以下の点を確認することが重要となる。

1. 取消の可能性がある商標が確実に使用され、使用についての管理が行われていること
2. 取消手続の潜在的なリスクに対処するために戦略的な取組やプログラムを開発すること
3. それぞれの指定商品・役務に関する登録商標の使用証拠を収集・保管しておくこと

このパイロットプロジェクトは、現在のところ恒久的な制度ではなく、ある程度の数の登録取消手続が行われた段階で、以下の論点について改めて話し合われる予定である。

- この積極的取消制度を継続していくべきか
- 継続する場合は、特定の登録商標をターゲットとするべきか
- 知的財産庁が事前に使用調査を行うべきか



上記記事の英語版は[こちら](#)。

カナダ知財庁の HP は[こちら](#)。